

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、5月21日（金）に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について周知するものです。「沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月21日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

5月21日に決定された緊急事態宣言を実施すべき区域の追加等について

5月21日、第66回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項の規定に基づき、5月23日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月23日から令和3年6月20日までの29日間とする変更を行われました。

また、同日に、5月23日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行われました。

改正された基本的対処方針、「沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月21日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）においては、催物の開催制限及び施設の使用制限やそれに伴う留意点等文化芸術に関わる事項についての記載もありますので、ご参照ください。

各都道府県・指定都市文化行政主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。本件について、下記参考資料と併せ、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和3年5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030521.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年5月21日発出）

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210521.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月21日変更）

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

- ・沖縄県における緊急事態宣言の公示に伴う、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年5月21日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210521.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--